令和８年度　石川県会計年度任用職員の募集案内

石川県立こころの病院

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の２によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

１　募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
常勤的 非常勤職員	石川県立こころの病院 （かほく市内高松ヤ36）	こころの病院の病棟において、医師または看護師の指示を受け、 ・患者の食事介助　・入浴補助 ・排泄補助　・環境整備 などの看護補助業務を行う。	１名

※上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。

２　勤務条件等

(1) 常勤的非常勤職員

項　目	内　　容
任用期間	令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。再度の任用は原則2回まで（最長で令和１１年１２月３１日まで）
勤務時間	原則として月に18日勤務。１日の勤務時間は　７時間45分（休憩時間は60分） （原則8:30～17:15。ただし、7:00～15:45、10:00～18:45 の場合があります）
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から１月３日まで） ※ただし、上記の日に勤務の場合があります。
報酬等	報酬月額　195,500 円（予定） ※報酬月額は、学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※その他、期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額が支給されます。 ※報酬月額や期末手当等は条例改正等により変更される場合あり
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇　等
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務　等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に常勤的非常勤職員として採用されます。

３　応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

⑴ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

⑵ 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

⑶ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

（宛先）

〒929-1293

石川県かほく市内高松ヤ36

石川県立こころの病院　総務課

※封筒の表に「石川県会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

５　応募期間

令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月８日（火）（郵送の場合、消印有効）

※窓口での受付時間は、８時30分から17時15分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

６　選考試験

⑴ 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

⑵ 面接日

面接日時及び会場は応募用紙が届き次第、応募者にご連絡します。

⑶ 内定

選考試験の結果については、面接後約１週間以内にご連絡をします。

７　その他

・提出された書類は一切返却しません。

・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には一切使用しません。

＜問い合わせ先・応募先＞
〒929-1293
石川県かほく市内高松ヤ36
石川県立こころの病院　総務課
TEL：076-281-1125
FAX：076-282-5356